

平成30年度 沖縄県立島尻特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

1 方針

沖縄県立島尻特別支援学校の高等部における入学者選抜は、障害の種類や程度に応じた方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、沖縄県立島尻特別支援学校の校長（以下「本校校長」という。）が所定の出願書類、学力検査及び面接等の結果を基にして行う。
- (2) 選抜は、入学志願者（以下「志願者」という。）が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。
- (3) 学力検査は、県教育委員会で作成した県立高等学校入学者選抜学力検査問題又は本校独自に作成した問題で実施する。

2 一般入学

(1) 出願資格

学校教育法施行令（昭和28年 政令第340号）第22条の3の規定に該当する知的障害者若しくは肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ11月末日までに志願前相談を受けた者とする。

ア 募集年度の3月に特別支援学校の中学部又は中学校を卒業見込みの者

イ 特別支援学校の中学部又は中学校を卒業した者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(2) 募集定員

県教育委員会が別に定める。

(3) 通学区域

ア 知的障害

西原町、那覇市（那覇市立寄宮、古蔵、仲井真、首里中学校区域に限る。）、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町（八重瀬町立東風平中学校区域に限る。）、豊見城市（豊見城市立長嶺中学校区域に限る。）

※ 平成30年度入学者選抜検査より、那覇市の城北、石嶺中学校区域は、大平特別支援学校区域に変更となる。

イ 肢体不自由

南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市

ウ 全県学区

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域に限る。）、南城市（南城市立久高中学校区域に限る。）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町

(4) 出願期間

ア 入学志願書の受付日は、平成30年2月6日（火）、7日（水）の2日間とする。

※ 志願希望者は、11月末日までに本校において志願前相談を受けるものとする。

イ 受付時間は、2月6日（火）を午前9時から午後5時までとし、2月7日（水）を午前9時から午後4時までとする。

※ 郵送の場合もこの期限までに必着のこと。

ウ 受付場所

本校1階 小会議室

(5) 出願手続

ア 志願者は、次の書類を出身中学校長又は特別支援学校長に提出するものとする。

(ア) 入学志願書(第1号様式)

(イ) 身体障害者手帳の写し若しくは療育手帳の写し又は専門医の診断書(第3号様式)

(ウ) 住民票謄本(マイナンバーの記載がなく、出願日前3か月以内に発行されたものとする。)

※ 生徒が保護者と住所を同一にする場合は住民票謄本を、保護者と住所が異なる場合は保護者の住民票謄本と併せて生徒の住民票抄本を提出すること。

(エ) プロフィールⅠ・Ⅱ(本校指定様式)

(オ) 保健に関する調査票Ⅰ・Ⅱ(本校指定様式)

(カ) 健康診断書(第2号様式) ただし、過年度卒業者に限る。

(キ) 確約及び証明書(第8号様式)

ただし、次のa又はbの者に限る。

a 前記2の(3)のウから出願する者

b 本校学区外の沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から出願する者

イ 出身の中学校長又は特別支援学校長は志願に係る次の書類を本校校長に提出するものとする。

(ア) 入学志願書(第1号様式)

(イ) 身体障害者手帳の写し若しくは療育手帳の写し又は専門医の診断書(第3号様式)

(ウ) 住民票謄本(マイナンバーの記載がなく、出願日前3か月以内に発行されたものとする。)

※ 生徒が保護者と住所を同一にする場合は住民票謄本を、保護者と住所が異なる場合は保護者の住民票謄本と併せて生徒の住民票抄本を提出すること。

(エ) 調査書(本校指定様式)

※ Ⅰ類型の受検者は、県立高等学校入学者選抜調査書を準用

(オ) プロフィールⅠ・Ⅱ(本校指定様式)

(カ) 保健に関する調査票Ⅰ・Ⅱ(本校指定様式)

(キ) 健康診断書(第2号様式) ただし、過年度卒業者に限る。

(ク) 確約及び証明書(第8号様式)

ただし、次のa又はbの者に限る。

a 前記2の(3)のウから出願する者

b 本校学区外の沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から出願する者

(ケ) 入学志願者名簿(本校指定様式)

ウ 志願者が県外の特別支援学校の中学部又は中学校に在学している場合は、次の手続きによる。

(ア) 県外からの入学志願のための許可願(第4号様式)を募集年度の1月25日(その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日ではない日)までに教育長に提出し、許可を受けること。

(イ) 前記(ア)の許可願、入学志願書(第1号様式)、専門医の診断書(第3号様式)及び本校指定のプロフィールⅠ・Ⅱ、保健に関する調査票Ⅰ・Ⅱ、健康診断書(過年度卒業生に限る。)、確約及び証明書(第8号様式)を本校校長に提出すること。

(ウ) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、入学志願書(第1号様式)及び本校校長が必要と認める書類を本校校長に提出すること。

(6) 選抜の方法

- ア 本校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。
- イ 選抜委員会は、所定の出願書類、学力検査及び面接等の結果を基にして選抜を行う。
- ウ 面接は、志願者全員について本校校長の定めるところにより実施する。

(7) 学力検査等の期日及び検査場

ア 期日

平成30年3月6日(火)、3月7日(水)の2日間とする

イ 受付時間及び場所

時間 9:00～9:20

場所 本校サブ体育館

ウ 検査場

(ア) 学力検査及び面接

本校高等部普通教室及び特別教室

(イ) 行動観察

本校体育館

エ 日程

3月6日(火)				3月7日(水)				
Ⅱ・Ⅲ類型		Ⅰ類型		Ⅱ・Ⅲ類型		Ⅰ類型		
時刻	内容	時刻	内容	時刻	内容	時刻	内容	
9:00~9:20	受付 ※保護者同伴	サブ体育館	9:00~9:20	受付 ※保護者同伴	サブ体育館	9:00~9:10	受付 ※保護者同伴	サブ体育館
9:20~9:35	全体会 ・出席点検 ・日程説明 諸連絡 ※保護者及び引率者は控え場所待機	サブ体育館	9:20~9:35	全体会 ・出席点検 ・日程説明 諸連絡 ※保護者及び引率者は控え場所待機	サブ体育館	9:10~9:20	全体会 ・出席点検 ・日程説明諸連絡	サブ体育館
9:35~9:50	移動		9:35~9:50	移動		9:20~9:30	移動	
10:00~10:50	国語	各検査場	10:00~10:50	国語	各検査場	9:30~10:20	行動観察	体育館
11:15~12:05	数学		11:15~12:05	理科		10:00~10:50	社会	各検査場
12:15~12:30	全体会 ・諸連絡	サブ体育館	12:10~13:05 (55分)	昼食		11:15~12:05	数学	
			13:10~14:00	英語 ・検査終了後諸連絡		12:20~13:20	面接	
								寄宿舎
								寄宿舎 ※寄宿舎面接(入舎希望者のみ)

オ 持ち物

(ア) 学力検査の際、筆記用具を持参すること。

- ※ 県作成問題を受検する者は、筆記用具(シャープペンシルを含む。鉛筆は、和歌・格言等が印刷されているものは不可)、定規、コンパスを携行すること。(三角定規は可、分度器及び分度器機能付き定規・コンパス、三角スケールは不可)

- (イ) 行動観察の際、体育着(トレーニングウェア可)、体育館シューズを持参すること。
- (ウ) 志願者は、上履きを持参すること。
- (エ) 志願者は、名札(目安5cm×8cm)を準備し、左胸部につけること。 **名札(例)**

出身校 受検番号 氏名

カ その他

- (ア) 保護者は、2日間必ず本校へ同伴すること。
※ ただし、諸般の事情により保護者同伴が困難と思われる場合は、本校入学者選抜係と予め調整する。
- (イ) 保護者や付き添いは、検査中に検査場に入ることはできない。
- (ウ) 平成30年3月5日(月) 16:30~17:00は、検査場の見学ができる。

(8) 合格発表及び通知

- ア 平成30年3月13日(火) 午前9時に本校において行う。
- イ 出身学校長及び保護者に合格を通知する。

(9) 入学手続

合格者は、平成30年3月30日(金)までに入学手続きを完了すること。

(10) 合格者オリエンテーション

平成30年3月28日(水) 午前10時より本校体育館で行う。

3 第2次募集

合格者が募集定員に満たない学科において第2次募集を行う。

(1) 出願資格

出願できる者は、前記2(1)に該当する者で沖縄県立高等学校(以下「高等学校」という。)における学力検査を受検し、合格しなかったものとする。

(2) 出願期間

ア 第2次募集の出願期間は、平成30年3月14日(水)及び3月15日(木)の2日間とする。

※ 郵送の場合もこの期限までに必着のこと。

※ 第2次募集出願時まで特別支援学校の対象であることの証明ができるもの(療育手帳、身体障害者手帳、専門医の診断書等)が準備されていることとする。

イ 受付時間は、3月14日(水)は午前9時から午後5時までとし、3月15日(木)は午前9時から午後4時までとする。

ウ 受付場所

本校1階 小会議室

(3) 出願手続

高等学校における学力検査を受検した者の出願手続は次による。

ア 志願者は、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則に従い、1校に出願することができる。(ただし、志願前相談を受けた学校に限る)

イ 志願者は、第2次募集入学志願書(第5号様式)を添えて出身の学校長に提出しなければならない。

ウ 出身学校長は、志願者に係る次の書類を本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

- (ア) 第2次募集入学志願書（第5号様式）
 - (イ) 第2次募集志願者名簿（第6号様式）
 - (ウ) 身体障害者手帳の写し若しくは療育手帳の写し又は専門医の診断書（第3号様式）
 - (エ) 調査書（一般入学で提出したものと同一のもの）
 - (オ) プロフィールⅠ・Ⅱ（本校指定様式）
 - (カ) 保健に関する調査票Ⅰ・Ⅱ（本校指定様式）
 - (キ) 写真1葉（規格5cm×4cm、上半身脱帽、カラー・白黒どちらも可、3か月以内に撮影したもの）
 - (ク) 確約及び証明書（第8号様式）
 - ただし、次のa又はbの者に限る。
 - a 前記2の（3）のウから出願する者
 - b 本校学区外の沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から出願する者
- エ 本校の校長は、志願者が学力検査を受検した高等学校の校長に学力検査成績証明（第7号様式）の書類の提供を求める。
- オ ウの出願書類等の提供を求められた高等学校の校長は、当該志願者にかかる前記の書類等を本校校長へ送付する。

(4) 選抜の方法

選抜は、学力検査成績証明書（第7号様式）、調査書、面接の結果等を基により行う。

(5) 面接期日及び検査場

ア 期日

平成30年3月19日（月）午前9時から

イ 検査場

本校高等部3学年教室

(6) 合格発表及び通知

ア 平成30年3月26日（月）午前9時に本校において発表、掲示する。

イ 出身学校長及び保護者に合格を通知する。

(7) 入学手続

合格者は、平成30年3月30日（金）までに入学手続きを完了すること。

(8) 合格者オリエンテーション

平成30年3月28日（水）午前10時より本校体育館で行う。

4 お問い合わせ先（入学者選抜実施要項について）

〒901-0411 沖縄県島尻郡八重瀬町友寄160番地

TEL 098-998-8240 FAX 098-998-7655

沖縄県立島尻特別支援学校

高等部入試係：平良美佐江、津覇実和子、宮城園子

平成30年度 沖縄県立島尻特別支援学校高等部訪問学級入学者選抜実施要項

1 方針

平成30年度沖縄県立島尻特別支援学校高等部入学者選抜実施要項に基づいて行う。ただし、入学志願者の健康状態等によっては以下の方法に従って実施する。

2 出願資格

学校教育法施行令（昭和28年 政令第340号）第22条の3の規定に該当する者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ11月末日までに志願前相談を受けた者とする。

- (1) 募集年度の3月に特別支援学校の中学部又は中学校を卒業見込みの者
- (2) 特別支援学校の中学部又は中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

3 対象者

障害の程度が重度であるか、または重複しており、通学して教育を受けることが困難な者。

4 出願手続

平成30年度沖縄県立島尻特別支援学校高等部入学者選抜実施要項に基づいて行う。

5 検査の方法

- (1) 検査場及び日程、検査の方法については受検者の健康状態を考慮する。
- (2) 本校で受検する場合は、次にあげる事項等を条件とする。
 - ア 保護者の責任のもとで送迎を行うこと。
 - イ 医療的行為は保護者が行い、それに必要な器具、機材は保護者が確保すること。
 - ウ 経管栄養、又は刻み、流動食等の食事については保護者が行うこと。
- (3) 本校以外（自宅等）で受検する場合は、検査の実施中は保護者同伴とし、医療的行為は保護者が行い、それに必要な器具、機材は保護者が確保すること。
- (4) 行動観察および面接を行う。

6 受検日程

	10:00～10:50	10:50～11:00	11:00～11:30
3月6日（火）	行動観察	休憩	面接（保護者同伴）

※ 入学志願者の健康状態によっては、変更する場合がある。

7 お問い合わせ先（入学者選抜実施要項について）

〒901-0411 沖縄県島尻郡八重瀬町友寄160番地
TEL 098-998-8240 FAX 098-998-7655
沖縄県立島尻特別支援学校
高等部入試係：平良美佐江、津覇実和子、宮城園子